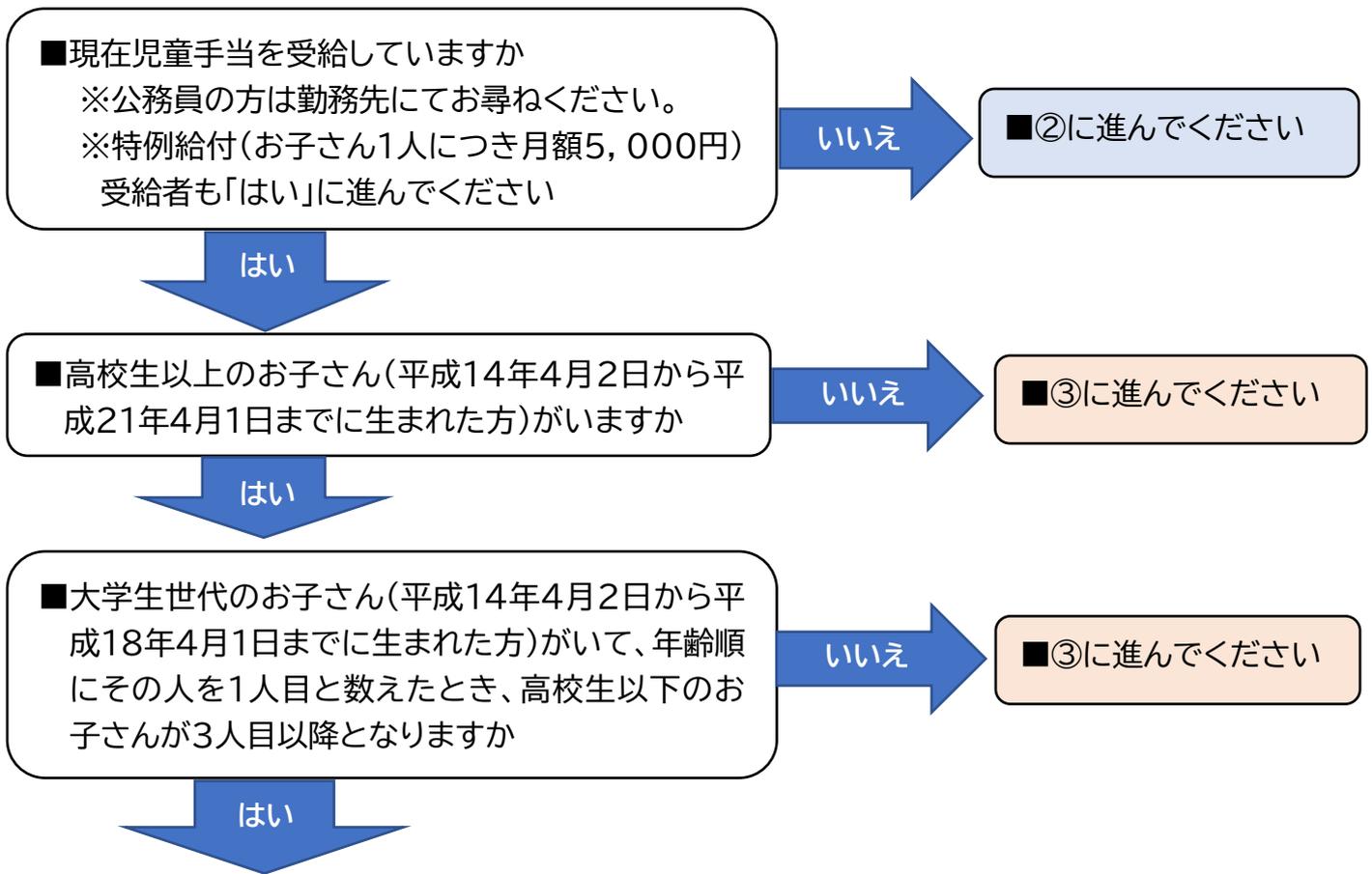


児童手当制度改正 手続き要否フローチャート

児童を監護している家庭は、以下のフローチャートを参照し、手続きの要否をご確認ください。



①増額の額改定手続きが**必要**です

※「監護相当・生計費の負担についての確認書」を添付し、福祉課での申請が必要となります。
様式は窓口での配布の他、町HPでダウンロードできます。

②新規認定申請手続きが**必要**です

※高所得により児童手当の支給が受けられなかった方につきましては、保護者宛に申請手順を示したお知らせを郵送予定です。

※児童手当の支給を受けていない方で、高校生世代のお子さんがある家庭につきましては、お子様の保護者宛に申請手順を示したお知らせを郵送予定です。

③原則、手続きは**不要**です

※児童手当受給中の方に、お知らせを郵送予定です。

【高校生以下のお子さんが3人以上いる場合】

原則、手続不要で支給期間を延長し、児童手当の支給額を変更します。

【高校生以下のお子さんが一人または2人いる場合】

原則、手続不要で支給期間を延長しますが、結果として手当の支給額に変更はありません。